

自動販売機設置場所貸付契約書（案）

熊本市（以下「貸付人」という。）と〇〇〇〇（以下「借受人」という。）とは、自動販売機設置場所の貸付けについて、次の各条項により契約を締結する。

（貸付物件）

第1条 貸付人は、次の物件（以下「本物件」という。）を借受人に貸し付け、借受人はこれを借り受けるものとする。

所在地 熊本市中央区水前寺6丁目2番45号

設置場所 熊本市上下水道局 〇階（屋内）

貸付面積 〇〇㎡

（用途）

第2条 借受人は、本物件を自動販売機設置の用途にのみ使用するものとし、その他の目的に使用してはならない。

2 貸付期間中、借受人は自動販売機を設置し、常に善良なる管理者の注意をもって、本物件を管理しなければならない。

（設置条件等の遵守）

第3条 借受人は、平成31年2月に貸付人が実施した、「熊本市上下水道局自動販売機設置者選定に係る条件付一般競争入札」の際に提示した設置条件等を遵守しなければならない。

（貸付期間）

第4条 貸付期間は、2019年（平成31年）4月1日から2024年（平成36年）3月31日までとする。

（貸付料）

第5条 貸付料は、月額 〇〇〇〇円（うち消費税等相当額〇〇〇〇円）とする。

2 本契約は消費税経過措置の適用はないものとする。なお、貸付期間の中途において消費税率の改定が行われた場合には、貸付人からの通知の有無にかかわらず、消費税率改定後の貸付料に係る消費税等については改定後の税率により計算するものとする。

（貸付料の支払）

第6条 貸付料は年度ごとに支払うこととし、借受人は、前条の貸付料の年額分を貸付人が発行する納入通知書により、その指定期日までに熊本市上下水道局出納取扱金融機関又は収納取扱金融機関に納入しなければならない。

（遅延利息）

第7条 借受人は、指定期日までに貸付料を支払わないときは、当該期日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、その未払額について政府契約の支払い遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づく率で計算した金額を延滞金として貸付人に支払わなければならない。

（契約保証金）

第8条 契約保証金は〇〇〇円とする。

2 貸付人が借受人に契約保証金を返還する時期は、借受人が貸付人に対して負担する一切の債務を弁済し、かつ、本物件を返還した日以降とする。

3 契約保証金は無利息とする。

(電気等使用料の支払)

第9条 借受人は、自販機の維持保存のため通常必要とする費用のほか、本物件に付帯する電気等の使用料を負担しなければならない。

2 電気等の使用料は、貸付人が月末ごとに電気子メーターの検針及び使用料の算定を行い、使用した月の翌月に請求することとし、上下水道局の発行する納入通知書により指定期日までに納入しなければならない。

(紛争等の処理)

第10条 本物件の使用に伴う第三者との紛争その他の諸問題は、借受人の責任と負担において解決するものとする。

(修繕等の費用負担)

第11条 貸付人は、本物件の修繕義務を負わないものとし、本物件の維持・保存等に要する費用はすべて借受人の負担とする。

(転貸等の禁止)

第12条 借受人は、本物件の賃借権を第三者に譲渡し、又は転貸してはならない。ただし、貸付人の書面による承認を得た場合は、この限りでない。

(違約金)

第13条 借受人が本契約に定める義務に違反したときは、違約金として月額貸付料の12か月分に相当する額を貸付人に対し支払わなければならない。

2 前項の違約金は違約罰であって、第20条に規定する損害賠償額の予定又はその一部とはしないものとする。

3 第1項の規定は、第16条に規定する貸付人の契約解除権の行使を妨げないものとする。

(実地調査等)

第14条 貸付人は、必要があると認めたときは、借受人の使用状況について質問し、実地に調査し、又は参考となるべき資料その他の報告を求めることができるものとする。この場合において、借受人は調査・報告等を拒み又は妨げてはならない。

(通知義務)

第15条 借受人は、本物件の現状に変更があるとき又は住所若しくは氏名（代表者を含む）に変更があったときは、速やかに文書にて貸付人に届け出なければならない。

(契約の解除)

第16条 貸付人は、借受人が本契約に定める義務を履行しないときは、本契約を解除することができる。

2 貸付人は、借受人が次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができるものとする。

(1) 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員、支配人、支店長、営業所長その他これに類する地位にある者及び経営に実質的に関与している者を、個人にあってはその者及びその者の

支配人をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。

- (2) 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用する等の行為をしたと認められるとき。
 - (4) 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (6) 下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が第1号から前号までのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - (7) 借受人が第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(前号に該当する場合を除く。)に、貸付人が借受人に対して当該契約の解除を求め、借受人がこれに従わなかったとき。
- 3 貸付人は、契約期間中であっても、本物件を公用又は公共の用に供するため必要とするとき、又はその他の事由により貸し付けることが不相当になったときは、予告のうえ本契約を解除することができるものとする。
- 4 借受人は、契約期間満了前に契約を解除しようとする場合、3か月前までに貸付人に申し出なければならない。この場合の解除日は、3か月後の月の末日とする。

(契約の失効)

第17条 天災地変その他不可抗力により本物件の全部若しくは一部が滅失し又は毀損し、その目的が達せられなくなったときには、本契約はその効力を失うものとする。

(費用償還請求権の放棄)

第18条 借受人は、本物件に投じた必要費及び有益費があっても、これを貸付人に請求できないものとする。

(本物件の返還及び原状回復義務)

第19条 借受人は、契約期間の満了又は第16条の規定により本契約が解除されたときは、本契約の終了の日(貸付人が特に指定する場合を除く。)までに、借受人の費用をもって本物件を原状に回復し、貸付人に返還しなければならない。ただし、貸付人が原状に回復することを要しないと認めたときは、この限りでない。

(損害賠償)

第20条 借受人は、本契約に定める義務を履行しないため貸付人に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(契約の費用)

第21条 本契約の締結に要する費用は、借受人の負担とする。

(裁判管轄)

第 2 2 条 本契約に関する訴えの管轄は、熊本市上下水道局所在地を管轄区域とする熊本地方裁判所とする。

(疑義の解釈等)

第 2 3 条 本契約の各条項の解釈について疑義を生じた場合又は本契約に定めのない事項で解決を要する問題を生じた場合は、貸付人と借受人が誠意をもって協議し解決するものとする。

本契約の締結を証するため、本書 2 通を作成し、貸付人と借受人が記名押印のうえ、各自その 1 通を保有する。

平成 年 月 日

貸付人 熊本市中央区水前寺 6 丁目 2 番 4 5 号
熊本市
代表者 熊本市上下水道事業管理者 白 石 三 千 治

借受人 住所
氏名